

株式会社寺子屋 行動計画

株式会社寺子屋の社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年7月1日～令和8年6月30日までの5年間

2. 内容

産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産前産後休業期間中及び育児休業期間中の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)の免除、保育所に入所できない場合の育児休業の延長、職場復帰後の勤務方法(育児短時間勤務、時間外労働の免除等)などの周知や情報提供を行う。

3. 対策

令和3年7月～ 新入社員研修時に育児休業制度の説明

令和3年7月～ 管理職への研修の実施

株式会社寺子屋東日本 行動計画

株式会社寺子屋東日本の社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年7月1日～令和8年6月30日までの5年間

2. 内容

産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産前産後休業期間中及び育児休業期間中の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)の免除、保育所に入所できない場合の育児休業の延長、職場復帰後の勤務方法(育児短時間勤務、時間外労働の免除等)などの周知や情報提供を行う。

3. 対策

令和3年7月～ 新入社員研修時に育児休業制度の説明

令和3年7月～ 管理職への研修の実施

株式会社寺子屋関西 行動計画

株式会社寺子屋関西の社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年7月1日～令和8年6月30日までの5年間

2. 内容

産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産前産後休業期間中及び育児休業期間中の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)の免除、保育所に入所できない場合の育児休業の延長、職場復帰後の勤務方法(育児短時間勤務、時間外労働の免除等)などの周知や情報提供を行う。

3. 対策

令和3年7月～ 新入社員研修時に育児休業制度の説明

令和3年7月～ 管理職への研修の実施

株式会社寺子屋西日本 行動計画

株式会社寺子屋西日本の社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年7月1日～令和8年6月30日までの5年間

2. 内容

産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産前産後休業期間中及び育児休業期間中の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)の免除、保育所に入所できない場合の育児休業の延長、職場復帰後の勤務方法(育児短時間勤務、時間外労働の免除等)などの周知や情報提供を行う。

3. 対策

令和3年7月～ 新入社員研修時に育児休業制度の説明

令和3年7月～ 管理職への研修の実施